

会員数 413
男 333
女 80
5. 4. 1 現在

会員の皆様へ 事務局だより

第92号 令和5年4月12日 発行

公益社団法人
香芝市シルバー人材
センター事務局
TEL 79-6601
FAX 79-6671

《Kashibashi Silver Human Resources Center Association》

◎第35回定時総会を開催します

- ・開催日 令和5年5月29日(月)
- ・場所 香芝市ふたかみ文化センター
- ・提出議案(予定)

- 令和4年度事業報告について
- 令和4年度収支決算報告について
(監査報告)

- 役員を選任について
- 理事長に対する権限委任について
- ・報告事項

- 令和4年度収支補正予算について
- 令和5年度事業計画について
- 令和5年度収支予算について
- 資金調達及び設備投資の見込みについて

※議案書は後日発送致します。

◎通常理事会の開催状況について

令和4年度第7回及び第8回の通常理事会が次のとおり開催され、提出議案は全て議決承認されました。

◆第7回通常理事会(2月27日開催)

〈議案〉

- ①職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の制定の報告及び承認について
- ②正会員入会申込者の承認について

入会承認者6名(男4名・女2名)

- ③会費の免除について
- ④令和4年度収支補正予算(第3回)案について

- ⑤役員賠償責任保険契約の締結について
- ⑥第3次中期計画(案)の策定について

◆第8回通常理事会(3月27日開催)

〈議案〉

- ①正会員入会申込者の承認について
入会承認者11名(男6名・女5名)
- ②令和5年度事業計画書(案)について
「事業計画の概要」

具体的な施策

- ・会員の拡充と資質の向上
- ・就業機会の確保・拡充
- ・仕事の分かち合いと就業率の向上
- ・安全就業と適正就業の推進
- ・技能講習会の実施
- ・デジタル活用支援の推進
- ・センター事業の普及啓発
- ・労働者派遣事業の取組強化
- ・安定した財政運営と運営基盤の強化
- ・事務所の整備
- ③令和5年度収支予算書(案)について
- ④資金調達及び設備投資の見込みについて

◎令和5年度 配分金支払日

4月	14日(金)
5月	15日(月)
6月	15日(木)
7月	14日(金)
8月	15日(火)
9月	15日(金)
10月	13日(金)
11月	15日(水)
12月	15日(金)
1月	15日(月)
2月	15日(木)
3月	15日(金)

※ただし、派遣就業の支払は、毎月の最終営業日となります

◎令和5年度12月末までの主な行事

- 第35回定時総会 5月29日(月)
 - 毛筆筆耕講習会(センター独自事業)
令和5年10月～令和6年1月
毎週1回(全15回)
 - 普及啓発促進月間 (センター事業)
令和5年10月中旬
 - *社会奉仕活動実施
 - 普及啓発活動(センター事業)
令和5年11月初旬
- ※香芝市ふれあいフェスタに参加

◎安全委員会の活動について

本委員会は、「会員自らが就業を通じて社会に参加し、そこに働く喜びと生きがいを得る」というセンターの目標に沿って、会員の安全就業の徹底を図り、事故「ゼロ」を目指して次の対策を講じました。

①安全委員会の開催

◆第1回安全委員会

(令和4年6月30日)

案件

- ・安全委員長及び副委員長の互選について
- ・令和4年度における安全就業対策について
- ・傷害事故報告について
- ・令和4年度安全、適正就業対策研修会の報告について

◆第2回安全委員会

(令和5年3月7日)

案件

- ・令和4年度安全就業パトロール意見集約について
- ・令和4年度傷害事故報告及び物損事故報告について
- ・今後の安全就業対策について

②安全・適正就業対策研修会

③塩飴の配布

(令和4年6月23日)

④安全号を発行

(令和4年7月12日)

⑤安全運転管理者講習への参加

(令和4年7月29日)

⑥適正就業担当者会議の動画配信視聴

(令和4年10月17～30日)

⑦安全・適正就業対策パトロール

(令和4年11月15日)

⑧安全就業指導員会議の動画配信視聴

(令和5年1月13日～2月17日)

⑨令和4年度安全就業パトロール

第1回 令和4年7月12日

雨天のため中止

第2回 令和4年7月26日

植木剪定 2箇所

除草作業 1箇所

第3回 令和4年8月23日

植木剪定 1箇所

除草作業 2箇所

第4回 令和4年9月13日

植木剪定 1箇所

除草作業 2箇所

第5回 令和4年9月27日

植木剪定 2箇所

除草作業	1箇所
第6回 令和4年10月18日	植木剪定 2箇所
	除草作業 1箇所
第7回 令和4年11月8日	植木剪定 2箇所
	除草作業 1箇所

【当センターでの事故件数】

・傷害事故	令和2年度 4件
	令和3年度 6件
	令和4年度 3件
・物損事故	令和2年度 9件
	令和3年度 6件
	令和4年度 5件

【全国のシルバー人材センターで

発生した重篤事故】

(重篤事故…死亡事故または6ヶ月以上の入院)

平成29年度	46件
平成30年度	53件
令和元年度	37件
令和2年度	41件
令和3年度	39件

《安全心得…みんなで守ろう10ヶ条》

- ① 作業は、安全第一を心がけ、急いだりあわてたりしないこと
- ② 器具類は、使用する前に必ず点検すること
- ③ 服装及び履物は作業にあった、動きやすいものにする
- ④ 作業前には、軽い柔軟体操をして体をほぐすこと
- ⑤ 加齢による、諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと
- ⑥ 作業現場では、常に整理整頓を心がけること
- ⑦ 共同作業では、合図、連絡を正確に行うこと
- ⑧ 帰宅するまでは仕事のうち、交通事故に気をつけること
- ⑨ 健康には常に注意し、健康な状態で就業すること
- ⑩ 仕事の前日は、十分睡眠をとるように心がけること

◎令和4年度独自講習会実施状況

◆草刈機操作講習会

令和5年3月15日に下田東4丁目内(葛下川河川敷)において草刈機の操作講習と草刈実習を行いました。

受講者は10名(男10名)で、講師は、会員の古賀氏・小林氏が務めました。

◆植木の手入れ講習会

令和5年3月6日から7日の2日間、当センターの会議室及び今池親水公園において植木の手入れ講習及び実技講習を行いました。

受講者は2名(男1名・女1名)で、講師は当センター会員の中里氏・古川氏が務めました。

◆毛筆筆耕講習会

令和4年10月5日から令和5年2月8日の毎週水曜日の計15回、当センター会議室において毛筆筆耕講習会を実施しました。

受講者は、17名(男7・女10名)で、講師は、畑山氏が務めました。

◆襖・障子張り講習会

令和5年1月25日および27日の2日間、当センターの会議室及び作業所において襖・障子張りの講習会を実施しました。

受講者は、7名(男5名・女2名)で、講師は、当センター会員の楠田氏・森田氏が務めました。

◆駐輪場管理就業体験

令和4年9月16日に当センターの会

議室及び近鉄下田駅地下自転車駐車場において駐輪場管理就業体験を実施しました。体験者は4名(男4名)でした。

◎インボイス制度が導入されます

令和5年10月から適格請求書等保存方式、通称インボイス制度が導入されます。センターが会員に支払う配分金には消費税が含まれていますが、個人事業主である会員の皆様は、年間課税売上が一千万円以下の免税事業者となるためインボイスが交付できず、この消費税額はセンターが納税することになります。この財源を確保するため、令和5年度より事務費率の改定を進めてまいります。当センターでも固定経費の削減に努め、組織運営については、柔軟な発想により意識改革を進める所存でございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

◎シルバー人材センターのPRをお願いします

会員の皆さんにより多くの就業機会の提供を行うために、香芝市の協力で広報紙などを通じて周知を図りますが、PRは『ロコミ』が一番効果的と考えています。会員皆さんが力を合わせてセンター事業の発展のために、市民の皆様にも「簡単な仕

事なら、シルバーへ電話を」、「誠実で行き届いた仕事をします」など、センターのPRをお願いいたします。

◎会費の納入と会員証の更新について

センター会費規程により、令和5年度分の会費(2,200円)は、令和5年3月末日までに納入していただくことになっていきます。まだ手続されていない方は会費の納入と、同時に会員証の更新を行いますので、古い会員証を事務局に持参して下さい。

◎住所変更等の届出について

住所変更や連絡先を変更された会員さんは、速やかに事務局に連絡してくださるようお願いいたします。

仕事中に事故や急病など緊急事態が起きた時は、些細な事であっても必ず、すみやかにセンター事務局に連絡して下さい。

センター事務局 TEL 79・6601

新型コロナウイルス感染症対策

これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが
令和5年3月13日から
マスク着用は個人の判断が基本となります

ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に、感染を広げないために
マスクを着用しましょう



受診時や医療機関・高齢者施設などを訪問する時
通勤ラッシュ時など混雑した電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために
マスク着用が効果的です



高齢者
基礎疾患を有する方
妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします

※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります

厚生労働省
制作:令和5年2月10日